（登録国外事業者であった者に係る適格請求書発行事業者登録簿の登載事項及び公表）

第十九条　二十八年改正法附則第四十五条第一項に規定する政令で定める事項は、新令第七十条の五第一項各号に掲げる事項とする。

2　二十八年改正法附則第四十五条第二項後段の規定による公表は、インターネットを利用して、利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報を提供する方法により行うものとする。

3　国税庁長官は、三十五年施行日から平成四十三年三月三十一日までの間、三十五年施行日の前日における二十八年改正法第十八条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。附則第二十四条及び第二十五条において「二十七年改正法」という。）附則第三十九条第四項に規定する国外事業者登録簿に登載された事項について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。

（適格請求書等の交付に関する経過措置）

第二十条　新令第三十二条の二第一項の事業者が、三十五年施行日前に行った同項に規定するリース譲渡につき同項の規定の適用を受けた場合において、同条第二項の規定により三十五年施行日以後に課税資産の譲渡等を行ったものとみなされる同項に規定するリース譲渡延払収益額に係る部分の課税資産の譲渡等については、三十五年消費税法第五十七条の四第一項の規定は、適用しない。

2　新令第三十六条第一項の個人事業者が、三十五年施行日前に行った同項に規定する延払条件付譲渡につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該延払条件付譲渡に係る賦払金の額で三十五年施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等については、三十五年消費税法第五十七条の四第一項の規定は、適用しない。

3　新令第三十六条の二第一項の事業者が、三十五年施行日前に行った同項に規定するリース譲渡につき同項の規定の適用を受けた場合において、同条第二項の規定により三十五年施行日以後に課税資産の譲渡等を行ったものとみなされる同項に規定するリース譲渡収益額に係る部分があるときは、当該リース譲渡収益額に係る部分の課税資産の譲渡等については、三十五年消費税法第五十七条の四第一項の規定は、適用しない。

4　消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が、三十五年施行日前に行った課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき課税期間の末日が三十五年施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等については、三十五年消費税法第五十七条の四第一項の規定は、適用しない。

（国又は地方公共団体に準ずる法人に対する特例に関する経過措置）

第二十一条　消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が、三十五年施行日前に行った課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき課税期間の末日が三十五年施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る三十五年消費税法第三十条及び第三十二条の規定による仕入れに係る消費税額の控除については、なお従前の例による。

（適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）

第二十二条　二十八年改正法附則第五十二条第一項の規定の適用を受ける課税仕入れを行った場合における課税仕入れに係る消費税額（三十五年消費税法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る消費税額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の計算については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一　その課税期間に係る課税仕入れに係る消費税額につき、新令第四十六条第一項又は第二項の規定により計算する場合　二十八年改正法附則第五十二条第一項の規定の適用を受ける課税仕入れを行った都度、当該課税仕入れに係る同項の規定によりみなされる課税仕入れに係る消費税額を算出し、その金額に一円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て、又は四捨五入する方法

二　その課税期間に係る課税仕入れに係る消費税額につき、新令第四十六条第三項の規定により計算する場合　当該課税期間中に行った二十八年改正法附則第五十二条第一項の規定の適用を受ける課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る三十五年消費税法第三十条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額を合計した金額を基礎として、二十八年改正法附則第五十二条第一項の規定によりみなされる課税仕入れに係る消費税額を算出する方法

2　事業者が、二十六年経過措置資産の譲渡等に係る課税仕入れを行った場合における当該課税仕入れに係る二十八年改正法附則第五十二条第一項の規定の適用については、同項中「、百八分の六・二四」とあるのは「百八分の六・二四とし、当該課税仕入れが他の者から受けた消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十五号）附則第七条第二項に規定する二十六年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百五分の四とする。」とする。

3　事業者が、三十一年経過措置資産の譲渡等に係る課税仕入れを行った場合における当該課税仕入れに係る二十八年改正法附則第五十二条第一項の規定の適用については、同項中「、百八分の六・二四」とあるのは「百八分の六・二四とし、当該課税仕入れが他の者から受けた消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十五号）附則第七条第三項に規定する三十一年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百八分の六・三とする。」とする。

第二十三条　二十八年改正法附則第五十三条第一項の規定の適用を受ける課税仕入れを行った場合における消費税仕入れに係る消費税額の計算については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一　その課税期間に係る課税仕入れに係る消費税額につき、新令第四十六条第一項又は第二項の規定により計算する場合　二十八年改正法附則第五十三条第一項の規定の適用を受ける課税仕入れを行った都度、当該課税仕入れに係る同項の規定によりみなされる課税仕入れに係る消費税額を算出し、その金額に一円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て、又は四捨五入する方法

二　その課税期間に係る課税仕入れに係る消費税額につき、新令第四十六条第三項の規定により計算する場合　当該課税期間中に行った二十八年改正法附則第五十三条第一項の規定の適用を受ける課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る三十五年消費税法第三十条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額を合計した金額を基礎として、二十八年改正法附則第五十三条第一項の規定によりみなされる課税仕入れに係る消費税額を算出する方法

2　事業者が、二十六年経過措置資産の譲渡等に係る課税仕入れを行った場合における当該課税仕入れに係る二十八年改正法附則第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「、百八分の六・二四」とあるのは「百八分の六・二四とし、当該課税仕入れが他の者から受けた消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十五号）附則第七条第二項に規定する二十六年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百八分の四とする。」と、「同条第一項に」とあるのは「新消費税法第三十条第一項に」とする。

3　事業者が、三十一年経過措置資産の譲渡等に係る課税仕入れを行った場合における当該課税仕入れに係る二十八年改正法附則第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「、百八分の六・二四」とあるのは「百八分の六・二四とし、当該課税仕入れが他の者から受けた消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十五号）附則第七条第三項に規定する三十一年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百八分の六・三とする。」と、「同条第一項に」とあるのは「新消費税法第三十条第一項に」とする。

（国外事業者から受ける電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置）

第二十四条　事業者が、三十五年施行日から平成四十一年九月三十日までの間に国内において行った課税仕入れのうち、二十八年改正法第十八条の規定による改正前の二十七年改正法附則第三十八条第一項本文の規定がなお効力を有するものとしたならば同項本文の規定の適用を受けるものについては、二十八年改正法附則第五十二条及び第五十三条の規定は、適用しない。

（登録国外事業者が交付した請求書等の保存に関する経過措置）

第二十五条　三十五年施行日前に二十七年改正法附則第三十八条第四項及び第五項の規定により交付したこれらの規定に規定する請求書等の写し（当該請求書等の交付に代えて同条第三項に規定する電磁的記録の提供をした場合にあっては、当該電磁的記録）に係る第二条の規定による改正前の消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十五号）附則第六条の規定による保存については、なお従前の例による。